

議案第39号

令和7年度南九州市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度南九州市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,371千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,609,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月25日提出

南九州市長 塗 木 弘 幸

（提案理由）

地区公民館の耐震改修設計にかかる委託料の減額及び物価高騰対策支援事業費の財源区分の変更並びに庁舎建設整備基金の積立てに要する経費について補正しようとするものである。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,759,758	△32,772	2,726,986
	2 県補助金	1,406,756	△32,772	1,373,984
18 寄附金		2,547,944	1,000	2,548,944
	1 寄附金	2,547,944	1,000	2,548,944
19 繰入金		2,854,464	32,701	2,887,165
	2 基金繰入金	2,818,804	32,701	2,851,505
22 市債		4,992,900	△19,300	4,973,600
	1 市債	4,992,900	△19,300	4,973,600
歳入	合計	32,627,709	△18,371	32,609,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,094,766	△19,371	7,075,395
	1 総務管理費	6,515,170	△19,371	6,495,799
6 商工費		2,706,842	0	2,706,842
	1 商工費	2,706,842	0	2,706,842
12 諸支出金		1,330,291	1,000	1,331,291
	1 基金費	1,330,291	1,000	1,331,291
歳	出	合	計	
		32,627,709	△18,371	32,609,338

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
鹿児島銀行（以下、「甲」という。）が株式会社南薩木材加工センター（以下、「乙」という。）に運転資金60,000千円を貸し付けたことについて、損失を受けたとき、南九州市が甲に損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたとき（令和7年度）から当該貸付金の最終償還期限到来後、10箇月の期間が満了し、甲が補償の履行日として指定する日まで	貸付金の最終償還期限（甲が当該貸付金の全額につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10箇月の期間満了の日において甲が弁済を受けていない元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額の58.9%に相当する金額。 1. 「乙」の主たる借入条件 (1) 鹿児島銀行 ア 借入金額 60,000千円 イ 利率 2.25%（変動） ウ 最終償還期限 令和18年3月5日

2 廃止 (単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鹿児島銀行（以下、本欄・期間欄・限度額欄において「甲」という。）が株式会社南薩木材加工センター（以下、期間欄において「乙」という。）に運転資金100,000千円を貸し付けたことについて、損失を受けたとき、南九州市が甲に損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の最終償還期限到来後、10箇月の期間が満了し、甲が補償の履行日として指定する日まで	貸付金の最終償還期限（甲が当該貸付金の全額につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10箇月の期間満了の日において甲が弁済を受けていない元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額の58.9%	-	-

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 772,600	証書借入 又は 証券発行	% 年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、銀行その他 の資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金は、そ の貸付条件によ り、銀行その他 の資金について は、債権者との 協定によるもの とする。ただ し、財政上の都 合により据置期 間中であっても 繰上償還し、償 還年限を短縮 し、又は低利債 に借換えること ができるものと する。	千円 753,300	変更なし	% 変更なし	変更なし
計	4,992,900				4,973,600			

一般会計補正予算（第11号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	2,759,758	△32,772	2,726,986
18 寄附金	2,547,944	1,000	2,548,944
19 繰入金	2,854,464	32,701	2,887,165
22 市債	4,992,900	△19,300	4,973,600
歳入合計	32,627,709	△18,371	32,609,338

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,094,766	△19,371	7,075,395		△19,300	△71	
6 商工費	2,706,842	0	2,706,842	△32,772			32,772
12 諸支出金	1,330,291	1,000	1,331,291			1,000	
歳 出 合 計	32,627,709	△18,371	32,609,338	△32,772	△19,300	929	32,772

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
5 商工費県補助金	43,974	△32,772	11,202	1 商工費県補助金	△32,772	鹿児島県生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業費補助金 △32,772
計	1,406,756	△32,772	1,373,984			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	38,244	1,000	39,244	1 一般寄附金	1,000	一般寄附金【新庁舎建設推進係】 1,000
計	2,547,944	1,000	2,548,944			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	972,550	32,772	1,005,322	1 財政調整基金繰入金	32,772	財政調整基金繰入金 32,772
5 公共施設等整備基金繰入金	112,356	△71	112,285	1 公共施設等整備基金繰入金	△71	公共施設等整備基金繰入金 △71
計	2,818,804	32,701	2,851,505			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	3,476,900	△19,300	3,457,600	1 総務管理債	△19,300	緊急防災・減災事業 △19,300
計	4,992,900	△19,300	4,973,600			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
13 公民館費	274,046	△19,371	254,675		△19,300	△71		12 委託料	△19,371	委託料（資産形成）	△19,371
計	6,515,170	△19,371	6,495,799		△19,300	△71					

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	2,544,771	0	2,544,771	△32,772			32,772				
計	2,706,842	0	2,706,842	△32,772			32,772				

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

3 特定目的基金費	1,170,269	1,000	1,171,269			1,000		24 積立金	1,000	積立金	1,000
計	1,330,291	1,000	1,331,291			1,000					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

又は、支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
<p>鹿児島銀行(以下、「甲」という。)が株式会社南薩木材加工センター(以下、「乙」という。)に運転資金60,000千円を貸し付けたことについて、損失を受けたとき、南九州市が甲に損失を補償する。</p>	<p>貸付金の最終償還期限（甲が当該貸付金の全額につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10箇月の期間満了の日において甲が弁済を受けていない元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額の58.9%に相当する金額。</p> <p>1. 「乙」の主なる借入条件</p> <p>(1) 鹿児島銀行</p> <p>ア 借入金額 60,000千円</p> <p>イ 利率 2.25% (変動)</p> <p>ウ 最終償還期限 令和18年3月5日</p>			<p>甲が乙に資金を貸し付けたとき（令和7年度）から当該貸付金の最終償還期限到来後、10箇月の期間が満了し、甲が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限（甲が当該貸付金の全額につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10箇月の期間満了の日において甲が弁済を受けていない元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額の58.9%に相当する金額。</p> <p>1. 「乙」の主なる借入条件</p> <p>(1) 鹿児島銀行</p> <p>ア 借入金額 60,000千円</p> <p>イ 利率 2.25% (変動)</p> <p>ウ 最終償還期限 令和18年3月5日</p>				

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
1 普通債	12,490,169	14,853,851	5,210,000	1,048,899	19,014,952
(1) 総務	300,534	2,055,145	3,606,300	5,848	5,655,597
(2) 民生			54,700		54,700
(3) 衛生	11,814	89,946	208,900	2,287	296,559
(4) 農林水産	22,293	15,907	6,900	6,038	16,769
(5) 商工					
(6) 土木	243,081	251,159	17,000	25,551	242,608
(7) 公営住宅	718,319	684,482	44,300	36,554	692,228
(8) 消防	1,144,269	1,158,325	130,000	42,374	1,245,951
(9) 教育	1,545,031	1,782,299	326,800	122,707	1,986,392
(10) 過疎	8,504,828	8,816,588	815,100	807,540	8,824,148
2 災害復旧債	210,145	237,647	232,300	40,952	428,995
(1) 土木等	189,581	214,014	209,200	37,520	385,694
(2) 農林水産	20,564	23,633	23,100	3,432	43,301
3 その他	6,476,571	5,838,043		656,918	5,181,125
(1) 減税補てん債	10,559	4,946		3,763	1,183
(2) 臨時税収補てん債					
(3) 臨時財政対策債	6,412,654	5,785,627		647,225	5,138,402
(4) 減収補てん債	53,358	47,470		5,930	41,540
合計	19,176,885	20,929,541	5,442,300	1,746,769	24,625,072

議案第40号

令和7年度南九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

令和7年度南九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月25日提出

南九州市長 塗 木 弘 幸

（提案理由）

保険料納付金の決定に伴う納付金について補正しようとするものである。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		460,166	11,923	472,089
	1 後期高齢者医療保険料	460,166	11,923	472,089
歳入	合計	678,700	11,923	690,623

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		669,406	11,923	681,329
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	669,406	11,923	681,329
歳 出	合 計	678,700	11,923	690,623

後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	460,166	11,923	472,089
歳入合計	678,700	11,923	690,623

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	669,406	11,923	681,329				11,923
歳 出 合 計	678,700	11,923	690,623				11,923

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	325,727	1,512	327,239	1 特別徴収保険料	1,512	特別徴収保険料 1,512
2 普通徴収保険料	134,439	10,411	144,850	1 現年度分	10,411	現年度分 10,411
計	460,166	11,923	472,089			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	669,406	11,923	681,329				11,923	18 負担金, 補助及び交付金	11,923	納付金 11,923
計	669,406	11,923	681,329				11,923			